

令和元年度 特定教育・保育施設利用者負担基準額表 (1人当り月額)

平成31年4月1日から適用

【2・3号認定】

(単位：円)

階層区分		第1子				【A～D-2階層】第2子 【D～H階層】同時利用の第2子				【A～D-2階層】第3子以降 【D～H階層】18歳以下の第3子以降				
		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B-1	市民税非課税世帯のうち 障害及びひとり親世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	7,500	7,000	6,000	5,500	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-1	市民税 所得割 課税額	48,600円未満のうち 障害及びひとり親世帯	7,500	7,000	6,000	5,500	0	0	0	0	0	0	0	
C		48,600円未満	18,000	17,000	15,000	14,000	0	0	0	0	0	0	0	
D-1		77,100円以下のうち 障害及びひとり親世帯	7,500	7,000	6,000	5,500	0	0	0	0	0	0	0	
D-2		57,700円未満	22,000	21,000	17,000	16,000	0	0	0	0	0	0	0	
D		97,000円未満	22,000	21,000	17,000	16,000	11,000	10,000	8,500	8,000	0	0	0	0
E		169,000円未満	28,000	27,000	20,000	19,000	14,000	13,000	10,000	9,000	0	0	0	0
F		301,000円未満	32,000	31,000	23,000	22,000	16,000	15,000	11,500	11,000	0	0	0	0
G		397,000円未満	39,000	38,000	30,000	29,000	19,500	19,000	15,000	14,000	0	0	0	0
H	397,000円以上	43,000	42,000	34,000	33,000	21,500	21,000	17,000	16,000	0	0	0	0	

(D～H階層) 同時利用とは…同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所・幼稚園等に入所している場合、入所第2子の利用者負担額(保育料)は第1子の半額になります。
18歳以下の第3子以降とは…同一世帯に18歳以下の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降が入所している場合、利用者負担額(保育料)は無料になります。

(共通) 年度の途中で3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末までは3号認定の利用者負担額(保育料)となります。

【1号認定】

(単位：円)

階層区分		1号認定		
		第1子	【A～C階層】第2子 【D～E階層】同時利用の第2子	【A～C階層】第3子以降 【D～E階層】18歳以下の第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0	0
B-1	市民税非課税世帯のうち 障害及びひとり親世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	2,000	0	0
C-1	市民税 所得割 課税額	77,100円以下のうち 障害及びひとり親世帯	2,000	0
C		77,100円以下	10,000	0
D		211,200円以下	14,000	7,000
E		211,201円以上	18,000	9,000

(D～E階層) 同時利用とは…幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目が入所している場合は、利用者負担額が第1子の半額になります。
18歳以下の第3子以降とは…同一世帯に18歳以下の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降が入所している場合、利用者負担額は無料になります。

(1号～3号共通) 平成31年4月～令和元年8月は平成30年度(平成29年分)市民税、令和元年9月～令和2年3月は令和元年度(平成30年分)市民税により算定します。
市民税所得割課税額は、調整控除を除く税額控除(寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等)の適用前の税額です。
支給認定の申請及び変更申請をする場合、申請書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。確認のため「通知カード及び運転免許証等」又は「個人番号カード」が必要となります。